

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り
平成 29 年 7 月

クロピラリドについて

堆肥の販売、譲渡時の注意点



今年 2 月にもお知らせしましたが、別紙のとおり農林水産省より対応について再確認の通知がありました。輸入粗飼料に除草剤（クロピラリド）が残留していた場合、堆肥にもクロピラリドが含まれ、作物（トマト、スイートピー等）に生育障害を起こす危険性があります。

現在もクロピラリドの被害が散発していますので、今一度注意して頂きますようお願いいたします。

**飼料にクロピラリドが残留していないか、
販売業者に確認しましょう**

**堆肥にクロピラリドが含まれる可能性がある場合は、
販売・譲渡する相手に必ず伝えましょう**

クロピラリド

- ・ 国内では登録されていませんが、米国、カナダ、オーストラリア等では、牧草、麦類、トウモロコシ等に使用されています
- ・ 分解されにくく、堆肥中の濃度は低下しにくい特徴があります
- ・ 肥育牛由来の堆肥は乳用牛由来に比べて濃度が高い傾向があります。
- ・ 家畜や人に健康被害をもたらすことはありません

家畜保健衛生所 業務第一課

〒639-1123 大和郡山市筒井町 600-3

TEL 0743-59-1700 / FAX 0743-59-1740